

2025年1月31日

関係各位

パナソニック EW エンジニアリング株式会社

## 建設業法に基づく監督処分について

このたび弊社は、2021年8月31日に「第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表した資格不正取得に関して、本日付で国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分および建設業法第28条3項に基づく営業停止処分を受けました。弊社では本処分を厳粛に受け止め全社を挙げて以下の対応を実施させて頂きたく存じます。

お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 建設業法第28条第1項に基づく指示及び同条3項に基づく営業の停止命令

##### 【停止の対象となる営業の範囲】

静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県  
および和歌山県の区域内における管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

##### 【営業停止期間】

2025年2月15日（土）から2025年3月8日（土）までの22日間

#### 2. 処分期間中の対応について

- 1) 工事請負契約の締結及び、関連する入札、見積り、交渉等について停止します。
- 2) 営業停止処分を厳格に遵守するため、22日間の営業停止期間の他、処分日の本日より原則営業停止と致します。
- 3) パナソニックグループとして、この処分を厳粛に受け止め、反省期間とし、対象範囲は全国、全業種（官民間問わず）において、営業停止させて頂きます。

#### 3. 既契約を解除できる旨の通知

建設業法29条の3第5項に基づき、本通知から30日以内において、契約済建設工事の請負契約を解除することが可能です。

#### 4. 本件に関わる問合せ先について

通知期間中の連絡先 2/1~2/14 06-6910-0131（人事・総務直通）

営業停止期間中の連絡先 2/15~3/8 （東・西コールセンター/フリーダイヤル）

東コールセンター：0120-573071、西コールセンター0120-576009（中部以西）